

改正感染症法等に基づく 協定締結に関する訪問看護事業向け説明資料

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

①_新型コロナにおける療養体制

新型コロナにおける療養体制

新潟県医療調整本部

“オール新潟”でサポート

感染の疑い



- 受診相談 -

新潟県新型コロナ
受診・相談センター

有症状者への抗原定性
検査キットの配布
及び旧・陽性者登録

検査・診断



診療・検査
医療機関等

療養先の調整



保健所
患者受入調整センター
(PCC)
新潟県医療調整本部

入院療養



重症・中等症
(軽症のハイリスク者も含む)

- ・重症受入医療機関
- ・中等症受入医療機関
- ・抗体カクテルセンター など

入院待機
ステーション
※1

上り・下り
の調整

無症状 or 軽症

宿泊療養

HOTEL



- ・県内5施設420室整備済
- ・パルスオキシメーターを療養者全員へ配布
- ・隔離により家庭内での更なる感染拡大を防ぐ

自宅療養



- ・希望する療養者へパルスオキシメーターを貸出
- ・希望する療養者へ食料支援を実施
- ・産婦人科・小児科医の協力で妊婦も子どもも安心して療養可能

入院外療養



医師会等

(オンライン診療担当医)



大学病院・がんセンター

(遠隔健康医療相談 ※2)



看護協会・訪問看護事業所

(日々の健康観察)



薬剤師会

(薬剤の配送、服薬指導)

オール新潟

新興感染症に対応するため、県民や事業者をはじめ、国、市町村、専門家、医療機関、入院外療養者の受入施設、関係機関及び関係団体等が一体となって取り組む体制のこと

患者受入
調整センター
(PCC)
新潟県
医療調整本部

症状悪化時には
速やかに入院療養に
切替(上り)

※1. 入院待機ステーション：入院病床がひっ迫した際に臨時的に開設し、入院待機者に対し、入院先が決まるまでの間、酸素投与等の生命維持に必要な処置を実施する施設

※2. 遠隔健康医療相談：大学病院やがんセンターの医師が患者の電話相談を受け、上り搬送の要否とオンライン診断の要否を決定する

新型コロナにおける自宅療養者への医療提供体制

○毎日の健康観察

- ・患者自身(家族、施設内療養の場合施設職員等)が健康状態をアプリに入力
- ・アプリ使用不可の場合、自宅療養グループの看護職員が電話で確認

○体調悪化時の対応

①健康相談

健康観察の結果から要相談者を選定または患者からの相談電話に看護職員が対応

日中担当:自宅療養グループの看護職員

夜間担当:訪問看護ステーション看護職員

②オンライン診療

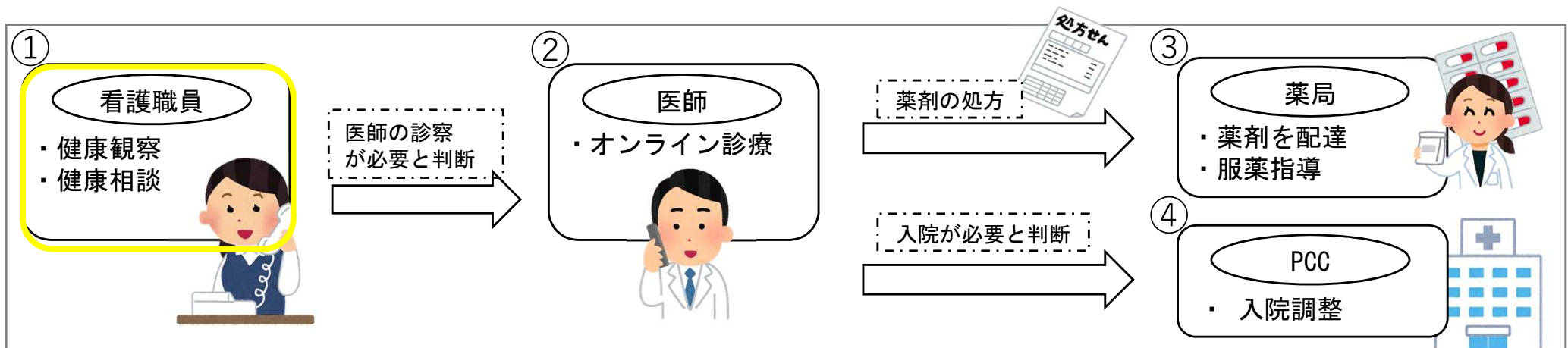
健康相談の結果、看護職員が診察が必要と判断した場合、オンライン診療医がオンライン診療

③調剤された薬剤(以下「薬剤」という)の配送及び服薬指導

オンライン診療の結果、薬剤処方があった場合、薬局が配送し、薬剤師が服薬指導

④PCC(患者受入調整センター)による入院(受診)調整

入院が必要な場合は、PCCが入院(受診)調整を行う



「オール新潟」で新型コロナウイルス対策

オール新潟

新興感染症に対応するため、県民や事業者をはじめ、国、市町村、専門家、医療機関、入院外療養者の受入施設、関係機関及び関係団体等が一体となって取り組む体制のこと

- ✓ 新型コロナウイルス感染症は、令和2年から長期にわたり、県民の生命・健康や社会経済活動に影響を与え続けてきました。
- ✓ 本県では、新型コロナウイルス感染症に対して「オール新潟」で取り組んできたことにより、**全国の中でも相対的に感染率や死亡率を抑えることができたもの**と考えています。

死亡者の少なさ **19.2人** 全国 **1** 位

※人口10万人当たり/令和5年2月28日時点

自宅療養中の死亡者 **0** 人

※自宅でのお看取りを希望した方を除く

陽性者の少なさ **204.5人** 全国 **2** 位

※人口千人当たりの累計/令和5年2月28日時点

重症者数 全国より **少なく推移**

※人口10万人当たり

②_新潟県感染症予防計画（案）と各目標数値について

「新潟県感染症予防計画（案）」の概要について

- 新型コロナ時の最大の体制を、「より迅速」に、「より効果的」に確保するため、協定締結目標値等（新型コロナ対策における最大値等）を定め、関係機関等と協定を締結して備える
- 事前の想定と大きく異なった場合、政府方針や「新潟県感染症対策連携協議会」及び専門家等からの助言や情報などを活用し、感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて「オール新潟」で機動的に対応

主な改正概要

- (新規追加) 本県独自の「即応体制部会」を創設（入院調整機能の立ち上げ含む）
- ・ 関係医療機関、専門家、新潟大学、関係機関などで構成
 - ・ 感染症発生早期から情報収集・対応の検討・情報の共有等 など

- (一部改正) 病原体の検査能力の向上
- ・ 検査機関等との協定の締結
 - ・ 協定締結目標値：検査実施件数等

- (一部改正) 医療提供体制の確保
- ・ 医療機関等との協定の締結
 - ・ 協定目標値：病床数、発熱外来数、後方支援病院等

- (新規追加) 宿泊施設の確保
- ・ 宿泊施設等との協定の締結
 - ・ 協定締結目標値：確保居室数 など

- (新規追加) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
- ・ 県直営による健康観察体制等の構築（本県独自）
 - ・ 医療機関・薬局・訪問看護事業所等との協定の締結
 - ・ 協定締結目標値：オンライン診療担当医数等

- (新規追加) 保健所の体制整備
- ・ 目標値：感染症対応業務を行う人員確保数等 など

医療法第30条の4第1項

都道府県
医療計画
(新興感染症対応)

新興感染症発生・まん延時
における医療（新規）

反映

「新潟県感染症予防計画（案）」の目標数値について

＜医療機関等の関係機関との協定締結に向けた対応について＞

Ⅰ 法改正を踏まえた取組等について

予防計画に協定締結目標等を設定

訪問看護事業所 18機関（新型コロナ時の最大値）

国が示す目標数値の設定手順等に基づき設定（全国共通）

【目標値（主要なものを抜粋）】

		流行初期 <small>（発生の公表から3カ月程度）</small>	流行初期以降 <small>（発生の公表から3カ月程度経過後～6カ月）</small>
医療提供体制	病床	456床	710床
	後方支援		48機関
	外来	244機関	760機関
入院外療養体制	宿泊療養	50室	420室
	オンライン診療		196機関
	薬局		447か所
	訪問看護		18機関

「新潟県感染症予防計画（案）」の各目標数値について

＜医療機関等の関係機関との協定締結に向けた対応について＞

2 協定締結に係る協議対象者と協定項目

種類	協定の 協定項目	医療機関					大学・民間 検査機関	宿泊施設	
		病院	有床診療所	無床診療所	薬局	訪問看護 事業所			
医療 措置 協定	病床確保	○	/	/	/	/	/	/	
	発熱外来	○	○	○	/	/	/	/	
	自宅療養者等への医療提供	○	○	○	○	○	/	/	
	（内 訳）	オンライン診療	○	○	○	/	/	/	/
		薬剤配送、服薬指導	/	/	/	○	/	/	/
		健康観察	/	/	/	/	○	/	/
	往診・訪問看護	/	○	○	/	○	/	/	
後方支援	○	○	/	/	/	/	/		
個人防護具の備蓄	○	○	○	○	○	/	/		
検査 等 措置 協定	検体の採取	○	○	○	/	/	/	/	
	核酸検出検査	○	○	○	/	○	/	/	
	宿泊施設の確保	/	/	/	/	/	/	○	



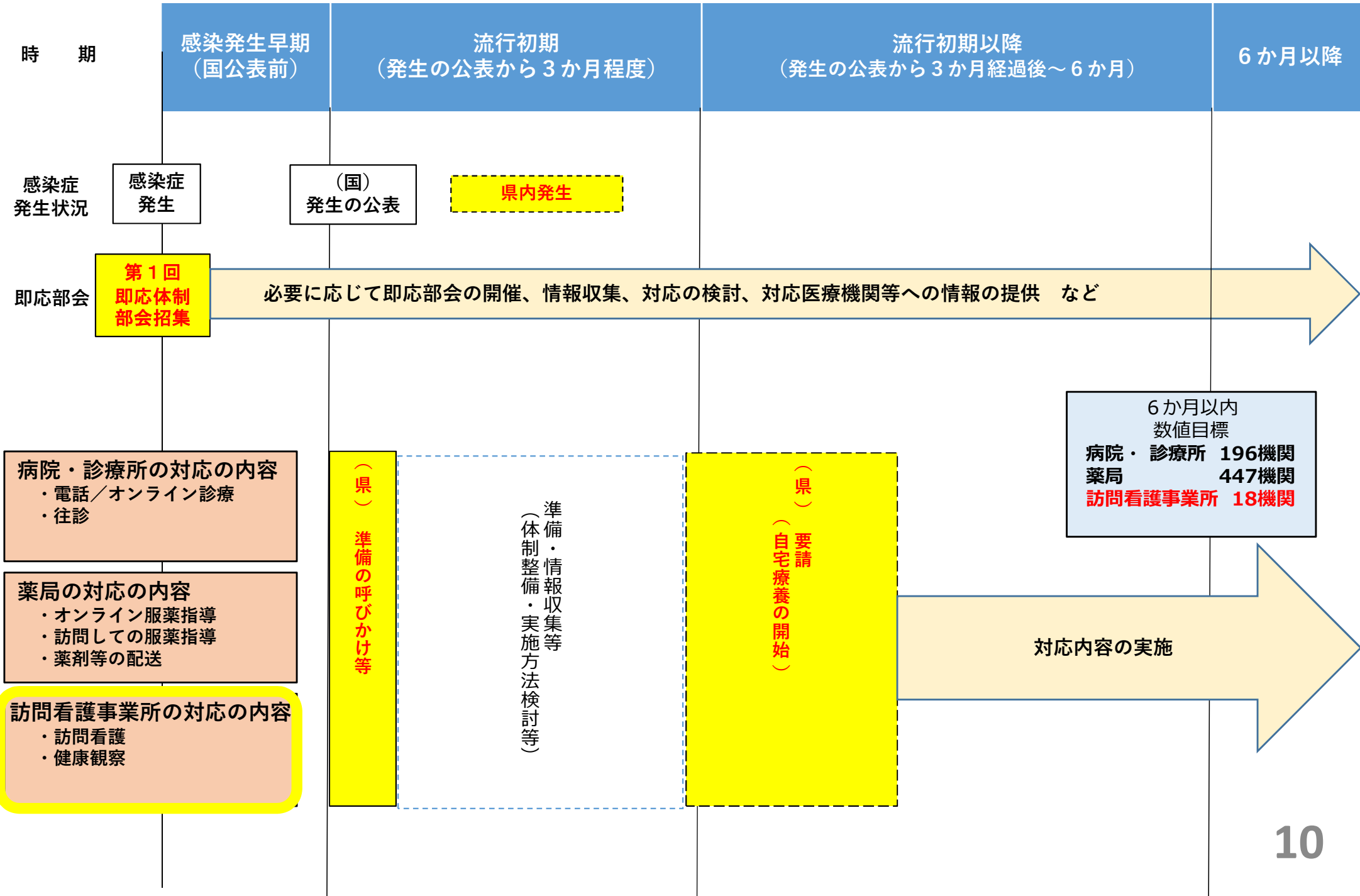
…第一種協定指定医療機関



…第二種協定指定医療機関

【県】新興感染症発生からの一連の要請のイメージ(モデルケース)

自宅療養者等に対する医療の提供
(病院・診療所・薬局・訪問看護)



③_協定締結について

協定の締結依頼について

新型コロナウイルス感染症は、令和2年から長期にわたり、県民の生命・健康や社会経済活動に影響を与え続けてきました。本県では、新型コロナウイルス感染症に対して「オール新潟※」で取り組んできたことにより、全国の中でも相対的に感染率や死亡率を抑えることができたものと考えています。

しかしながら、今後も感染症によるリスクはなくなることから、私たちは、今回の経験を活かし、次の感染症危機の発生に備えなければなりません。

このため、私たちは、新潟県感染症対策連携協議会において、新潟県感染症予防計画の策定に向けた議論・協議を行い、次の新興感染症発生時には早期から「オール新潟」で対応することや、病原体の特性等に応じて機動的に対応していくために情報の収集・共有をしていくことが重要であると結論付け、

- 皆さま（医療機関等）との協定締結等を通じ、平時から地域における役割分担を踏まえた感染症医療及び通常医療の提供体制の確保等を図ること
- 新興感染症の発生（疑い含む）直後から情報収集等を開始し、協定締結医療機関等にスムーズな情報提供を行うなど、初期対応をリードするため、新潟県感染症対策連携協議会の下に即応体制部会を設置すること

などを強力に進めていくこととしました。

これらの取組を進め、次の感染症危機において、県内の医療崩壊を防ぎ、県民の生命・健康を守っていくためには、貴院（所）の協力が不可欠であり、感染症発生の初期段階から、より迅速に、より効果的に「オール新潟」による対応を行えるよう、主旨にご同意いただき、協定を締結くださいますようお願い申し上げます。

※ オール新潟：新興感染症に対応するため、県民や事業者をはじめ、国、市町村、専門家、医療機関、入院外療養者の受入施設、関係機関及び関係団体等が一体となって取り組む体制のこと

以上

令和5年12月15日

新潟県福祉保健部長
新潟県感染症対策連携協議会座長
一般社団法人新潟県医師会会長
公益社団法人新潟県薬剤師会会長
公益社団法人新潟県看護協会会長
新潟県病院協会会長
新潟県訪問看護ステーション協議会会長

中村洋心
鈴木栄一
堂前洋一郎
荻野構一
斎藤有子
富田善彦
堂前洋一郎

新興感染症発生の際に、 自宅療養者等へ訪問看護、健康観察の実施

今後発生する新興感染症の特性等がわからない中では、自宅療養者への支援における具体的な仕組みまで現時点でお示しすることはできませんので、新興感染症が発生した場合は、改めて対応可能か協議させていただきます。

1 訪問看護の対象

- ・既存の利用者以外も対応可能 又は
- ・既存の利用者のみ対応可能

2 健康観察の対象

- ・既存の利用者以外も対応可能 又は
- ・既存の利用者のみ対応可能

※ 「既存の利用者以外も対応可能」の場合は、「既存の利用者のみ対応の可能」も実施することを想定

※ 「既存の利用者のみ対応」は、県は関与しないことを想定

	サービス種別	医師配置	協力病院	往診	訪問看護
介護 保険	介護医療院	有(常勤医師)	有	○(併設医療機関を除く)	×
	介護老人保健施設	有(常勤医師)	有	○(併設医療機関を除く)	×
	特別養護老人ホーム	有(嘱託医)	有	○(通知③参照)	×
	ショートステイ	有(嘱託医)	無(協力医療機関)	○(通知③参照)	×
	認知症GH	無	無(協力医療機関)	○	×(事業者負担であれば○)
	特定施設	無	無(協力医療機関)	○	×(事業者負担であれば○)
	養護老人ホーム	有(嘱託医)	有	○(通知③参照)	○
	軽費老人ホーム	無	無(協力医療機関)	○	○
	有料老人ホーム	無	無	○	○
	サービス付き高齢者向け住宅	無	無	○	○
	小規模多機能型居宅介護	無	無(協力医療機関)	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	無	無(協力医療機関)	○	×	
障害 福祉	障害者支援施設	有(嘱託医)	有	○(通知③参照)	×
	療養介護	有(医師)	無	○(通知③参照)	×
	共同生活援助	無	有	○	○
	宿泊型自立訓練	無	有	○	○
	短期入所	無	有	○	○
	福祉型障害児入所施設	有(嘱託医)	有	○	×
医療型障害児入所施設	有(医師)	無	○	×	

<参考>

通知①・・・「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」

通知②・・・「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」

通知③・・・「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」

協定書の概要

協定書のうち、条文の見出し及び規定の一部を抜粋

前文 甲：新潟県知事 乙：訪問看護事業所の管理者

第1条（本協定における事前の想定等）

第2条（目的）

第3条（医療措置実施の要請）

第4条（医療措置の内容）

乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期（目途）	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<ul style="list-style-type: none">・訪問看護が可能（高齢者施設等への対応を含む） 既存の利用者以外も対応可 又は 既存の利用者のみ対応可・健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応を含む） 既存の利用者以外も対応可 又は 既存の利用者のみ対応可

第5条（個人防護具の備蓄）

第6条（措置に要する費用の負担）

第4条に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

第7条（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第8条（協定の有効期間及び変更）

第9条（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第10条（協定の実施状況等の報告）

第11条（平時における準備）

第12条（疑義等の解決）

協定書についての解説

(丸ゴシック体は厚生労働省が作成した解説及びQ&Aの抜粋)

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る 医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

〇〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【訪問看護事業所の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（本協定における事前の想定等）

- 第1条 本協定に基づき対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（以下、「新型インフルエンザ等感染症等」という。）を基本とする。
- 2 本協定で規定する医療措置等は、新型コロナウイルス感染症相当の感染症を想定したものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。
- 4 甲は、第7条の規定に基づく情報を含め、乙への必要な情報等の速やかな提供に努めるものとする。

（目的）

第2条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第3条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

(医療措置の内容)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	・訪問看護が可能（高齢者施設等への対応を含む） 既存の利用者以外も対応可 又は 既存の利用者のみ対応可 ・健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応を含む） 既存の利用者以外も対応可 又は 既存の利用者のみ対応可

○訪問看護事業所において医療の提供は「訪問看護」が相当するので、健康観察のみ対応可能な訪問看護事業所は、協定締結の対象ではない。

(个人防护具の備蓄)

第5条 乙は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、次のとおり、个人防护具を備蓄するものとする。

(乙における2ヶ月分の使用量)

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
枚	枚	枚	枚	枚

○協定で定める備蓄量（物資別の具体的数量）は、これまでの新型コロナ対応での平均的な使用量で設定する。特定の感染の波における使用量での2ヵ月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量で2ヵ月分を設定する。

○个人防护具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型（ローリングストック）での備蓄を推奨する。

(措置に要する費用の負担)

第6条 第4条に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第7条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第3条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第4条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条及び第5条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

○「正当な理由」については、感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要であるが、例えば、

(1)事業所内の感染拡大等により、事業所内の人員が縮小している場合

(2)ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、利用者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合

(3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合 等、

協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと都道府県が判断する。

ここで示している内容の他、都道府県や事業所からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平とならないよう、できる限り具体的に示していくこととする。

○その上で、実際に都道府県が感染症法等に基づく措置（指示や勧告等）を行うか否かは、締結した協定の措置を講じないことによる患者の生命・健康等への影響や、協定の措置に代えて実施し得る他の手段の有無といったことを総合的に考慮して判断されるべきものと考えられる

○なお、都道府県において、勧告・指示・公表の是非を判断するに当たっては、事業所等の事情も考慮し、慎重に行うこととし、例えば、都道府県医療審議会等の関係者の会議体により、事前に（緊急時でやむを得ない場合は事後に）、勧告・指示・公表について当該会議体から意見を聴取するなど、手続きの透明性を確保すること。

(協定の実施状況等の報告)

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該事業所の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努める。

- (1) 平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結事業所の運営の状況等を、
 - (2) 感染症発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、協定の措置の実施の状況等を、それぞれ報告いただくことを予定している。
- 報告の内容等の詳細は、別途、お示しするものとする。

(平時における準備)

第11条 乙は、第4条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の事業所において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の事業所における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 都道府県知事名

乙 事業所名：

保険医療機関番号：

G-MISID：（締結時振り出しなければ空欄）

住所：

（管理者の）氏名：

○感染症法施行規則第19条の3第1項の規定により、協定の締結は、書面（電磁的記録※を含む。）により行うものとしており、協定における「記名」は、直筆である必要なく、電磁的な方法による取り交わしでよいものとする。

○感染症法第 36 条の3第5項の規定により、都道府県知事は、協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされており、新型コロナウイルス対応も参考に、協定の締結状況・履行状況等について、公表する仕組みを構築されたい。具体的には、平時から、都道府県のホームページに協定を締結した事業所名・締結した協定の内容（措置の事項（締結した協定のメニュー）をイメージ）を一覧の形で公表されることを想定している。

○知事や事業所の管理者が替わった場合でも、権利義務は承継され、協定の再締結は不要。

協定書入力フォーム システム操作マニュアル

協定書入力フォームのURL

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9487



協定書の入力・送受信など手続きはすべて新潟県電子申請システムで行います
手順は以下のとおりです。

- 1 新潟県電子申請システムにメールアドレスを登録
- 2 登録後に送信されるURLを開き、協定書の内容（事業所名・管理者名・対応内容など）を入力
- 3 入力内容を確認後、「申込む」をクリックしてデータ送信
- 4 申込完了通知メールを受信（整理番号・パスワードを保管）
- 5 県担当者が内容を確認（2～3週間程度）
- 6 修正が必要な場合は申請システムを経由してメールで連絡
- 7 県担当者が確認後に送信される確定通知メールのURLを開き、保管していた整理番号・パスワードを入力
- 8 協定書をダウンロードして保管する

1 新潟県電子申請システム (試験環境)

申請団体選択

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	【テスト版3】新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定 (医療措置協定) 書について
受付時期	2023年12月13日0時00分 ~

利用者登録せず
予約手続き

既に利用者登録がお済みの方

**「利用者登録せず
申し込む
方はこちら」を
クリック**

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

1-2

新潟県電子申請共同システム 利用規約

- 1 目的
この規約は、新潟県市町村電子申請共同システム（以下「本システム」といいます。）を利用して新潟県及び県内市町村（以下「構成団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めます。
- 2 利用規約の同意
本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意する必要があります。本システムを利用した方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由で同意しない場合は、本システムを利用することができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意したものとみなします。
- 3 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る 同意する >

**「同意する」
をクリック**

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了しましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「test-pref-nigata@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

連絡先メールアドレスを入力してください **必須**

連絡先メールアドレス (確認用) を入力してください **必須**

< 説明へ戻る 完了する >

1-3

**メールアドレスを入力して
「完了する」をクリック**

1-3で入力したメールアドレスに電子申請システムからメールが届く

手続き名:
2) 新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に関するURLをお届けします。
◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-niigata-u/offer/completeSendMail_gotoOffer?complete
上記のURLにアクセスして申込を行ってください。
このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

URLを開く

2-3

乙 SID (締結時振り出しなければ空欄)
乙 住所 必須
住所:
乙 (管理者の) 氏名 必須
(管理者の) 氏名:
確認へ進む >

入力が終わったら「確認へ進む」をクリック

2-2

各項目に入力する

新潟県 電子申請システム (試験環境)
手続き申込 > 申込内容照会 > 職員署名検索
手続き申込
申込
選択中の手続き名: 【テスト版3】新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定 (医療措置協定) 書について
確認事項
医療機関名を入力してください。 必須
医療機関の所在地を入力してください。 必須
(記載例) 新潟市中央区新光町4-1

3

申込確認
まだ申込みは完了していません。
※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンをクリックしてください。
【テスト版3】新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定 (医療措置協定) 書について
確認事項
医療機関名 医療調整本部
医療機関の所在地 新潟市中央区新光町4-1
代表者 (氏名) 新潟 テスト

入力した内容に誤りがないか確認 (誤りがあれば、「入力へ戻る」をクリック)

※「PDFプレビュー」をクリックして、『医療措置協定書』の仕上がりを確認

TSID:012345678901
新潟市中央区新光町4-1
代表者 (氏名): 新潟 テスト
入力へ戻る 申込む >
一度パソコンに保存してから開くようにしてください。
PDFプレビュー

「申込む」をクリック



ログイン

利用者登録

予約手続き

申請団体選択

> 手続き申込

> 申込内容照会

> 職責署名検証

手続き申込



手続き選択をする



メールアドレスの確認



内容を入力する



申し込みをする

申込完了

【内容検討中】

申込みが完了しました。

下記の整理番号 とパスワード を記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号 449560117450

パスワード Q5seVC3tEn

整理番号 とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。
特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する

「**申込完了通知メール**」が届いたら、**必ず保管する**。(※整理番号とパスワードは、申込内容の修正や協定締結後に協定書をダウンロードする際に必要となります。)

メール内容

新潟県 電子申請システム

手続き名:

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保の申込を受けました。

整理番号とパスワードをお届けします。

整理番号: 012345678901

パスワード: YQe9yPJV5x

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。
申込内容照会の際に必要となります。
どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。
他人に知られないよう大切に保管してください。

申込内容照会URL: ◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-niigata-u/inquiry/inquiry_initDisplay

5

6

7

申込完了後、
申込内容に不備等がなければ「協定締結の確定通知メール」を送信しますのでお待ちください。
(※不備があった場合、申込内容の修正依頼をメールで送信いたします。)



約 2 ~ 3
週間後

内容確認後にメールを送信します。
申込完了からメール送付まで
2~3週間程度
要しますので、お待ちください。

確定通知
メール内容

【新潟県】協定締結の確定通知メール

整理番号:012345678901

協定締結が完了しました。
協定書は以下の手順でダウンロードの上、保管いただくようお願いします。

1. 下記URLにアクセスしてください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/inquiry/inquiry_initDisplay
- 2 整理番号、パスワードを入力してください。
※整理番号・パスワードは、申込完了通知メールに記載されています。

※確定通知メール受領後の手順

7-2

確定通知メール内容

【新潟県】協定締結の確定通知メール

整理番号:012345678901

協定締結が完了しました。
協定書は以下の手順でダウンロードの上、保管いただくようお願いします。

1. 下記URLにアクセスしてください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/inquiry/inquiry_initDisplay
2. 整理番号、パスワードを入力してください。
※整理番号・パスワードは、申込完了通知メールに記載されています。

申込内容照会

申込照会

整理番号を入力してください

申込完了画面、通知メールに記載された
整理番号をご入力ください。

パスワードを入力してください

申込完了画面、通知メールに記載された
パスワードをご入力ください。

整理番号は半角数字、パスワードは半角英数字（英字：大文字・小文字）で入力して下さい。
前後にスペースが入ると正しく認識されず、照会できませんのでご注意ください。

ログイン後に申込を行われた方は、ログインしていただくと、整理番号やパスワードを使用せずに照

照会する



「協定締結の確定通知メール」が届いたら、メールに記載してあるURLにアクセスする

申込完了通知メールに記載の整理番号・パスワードを入力する

「照会する」をクリック

7-3

新潟県 電子申請システム

ログイン
利用者登録
予約手続き

申請団体選択

手続き申込 > 申込内容照会 > 職責署名検証

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

手続き名	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書について【デモ版】
整理番号	700398975018
処理状況	完了
処理履歴	2023年12月25日17時19分 受理 2023年12月25日17時15分 パスワード再送信 2023年12月25日10時28分 申込

「申込内容照会」の画面が出たら、一番下までスクロールする

8

伝達事項

乙 住所 住所：新潟市中央区新光町 4-1

乙（管理者の）氏名 （管理者の）氏名：新潟 デモ

※確認後、必ずブラウザを閉じてください。

「PDFファイルを出力する」をクリックして『医療措置協定書』をダウンロードの上、必ず保管してください。

< 申込照会へ戻る

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

PDFファイルを出力する